

JAおきなわ 総合ポイントサービス(資産管理事業編)

平成22年5月24日より、JAおきなわの対象事業において総合ポイントサービスが始まります。ポイント対象事業でのご利用に応じてポイントが付与され、貯まったポイントは、「JAおきなわ商品券」または「ニコスわいわいポイント」に交換できます。JAおきなわ商品券は、JA-SS、Aコープ、ファーマーズマーケット等でご利用可能となっています。

JAおきなわ資産管理事業でも、ポイント対象事業となっていて・・・

**JAおきなわの管理物件に
入居するとこんな特典が付いてきます!!!**

【平成22年5月現在】

JAおきなわの管理する物件へ新たに入居する方への感謝の気持ちとして・・・

項目1. 賃貸借契約成約につき

「1,000」ポイント

※ 平成22年5月24日以降の新規入居者に限る。

JAおきなわの管理する物件への入居者から、契約更新料を取らないばかりでなく、逆に長期入居する方への感謝の気持ちとして・・・

項目2. 入居日から2年間継続利用毎に

「500」ポイント

◆ 付与対象者

賃貸借契約者（賃貸借契約者に、下記のポイント付与の条件を満たして頂く）。

◆ ポイント付与の条件について

項目 1、2 の共通条件（①～③）

- ① J Aおきなわ組合員。
- ② 総合ポイントカード会員（愛称：あじまあ会員）。
- ③ J Aおきなわが管理する物件への入居（物件は、アパート、店舗）。
- ④ 斡旋手数料を支払うこと（項目 1 のみの条件）
- ⑤ 入居日から 2 年間継続利用した日に、3 ヶ月以上の家賃滞納がないこと（項目 2 のみの条件）

◆ 付与条件をいつまでに満たすのか

（項目 1）入居月の月末、（項目 2）入居日から 2 年間継続利用した月の月末まで。

※ 平成 22 年に限り、平成 22 年 12 月 30 日までに満たせば良いこととする。

◆ ポイント付与時期

項目 1．入居月の翌月 20 日頃。

項目 2．入居日から 2 年間継続した月の翌月 20 日頃。

※ 平成 22 年に限り、平成 22 年 12 月 30 日までに発生したポイントについては、平成 23 年 1 月 20 日頃にポイント付与する。

◆ 総合ポイントサービス開始時期

平成 22 年 5 月 24 日（月）。

◆ 既存入居者で、2 年以上入居している方について

入居した年月日から、2 年毎に期間を区切っていき、直近の区切りが平成 22 年 5 月 1 日以降にある場合、ポイント付与となる。

例 1：平成 18 年 5 月 1 日に入居した場合、平成 20 年 5 月 1 日、平成 22 年 5 月 1 日と 2 年毎に区切れ、直近の区切りは、平成 22 年 5 月 1 日ということになり、ポイント付与の対象となる。

例 2：平成 19 年 5 月 1 日に入居した場合、平成 21 年 5 月 1 日と区切れ、直近の区切れは、平成 21 年 5 月 1 日ということになり、直近の区切りが、平成 22 年 5 月 1 日以降にないので、ポイント付与されない。この場合、ポイント付与対象の時期となるのは、平成 23 年 5 月 1 日になる。

◆ 付与申し込みについて

付与申し込みは必要ない。上記の規定に従い、自動的にポイント付与される。

※ その他、資産管理事業の総合ポイントサービスについてのお問い合わせは、最寄の下記店舗までご連絡下さい。

地区	事業所・支店名	電話番号
北部	北部事業所(北部資産管理センター)	0980-54-0365
中部	コザ支店 融資課(宅建)	098-930-5500
	宜野湾支店 資産管理課	098-892-0003
南部	首里石嶺支店 資産管理課	098-886-2272
	南風原支店 生活課(宅建)	098-889-2189
	津嘉山支店 金融課(宅建)	098-889-5525